

博士学位請求論文 概要書

出土文字資料よりみた秦の徭役

小林 文治

本稿は中国最初の統一国家となった秦において、国家がどのように在地社会で発生する労働を管理していたかという問題を通して、国家と民の関係、すなわち在地社会は自律的か他律的か、という点について考察したものである。主たる検討対象は題目に挙げる「徭役」である。古代中国において国家が民に課す負担体系の一つに徭役がある。この語は兵役を含み、民が服する国家奉仕的強制労働のほぼ全体を意味する。すなわち、本稿は国家が在地社会のどのような労働を徭役と見なしていたか、国家は在地社会のどのような再生産活動に介入していたか、という点を考察する。これにより在地社会における国家介入の度合いを測ることが可能と考えられる。本稿は序章・第一章～第六章・終章より構成されている。

序章 本研究の問題関心と研究方法

第一章 秦・洞庭郡遷陵県の地理的特徴—郷・里と人口の構成及び生業—

第二章 嶽麓書院蔵秦簡・徭律からみた秦の「徭」

第三章 秦・洞庭郡遷陵県の労働管理

第四章 嶽麓書院蔵秦簡・戍律と里耶秦簡の「卒」

第五章 秦における盗賊捕縛隊と民の臨時徴発

第六章 在地社会における秦爵と徭役の関係

終章 総括と展望

序章では、国家と民の関係について、主に日本における先行研究をまとめ、現段階における問題点を指摘した。そこでは、①現段階における秦漢徭役研究は民の徭役を主たる検討対象とするため、刑徒労働を副次的なものとする傾向がある。しかし、秦では多くの刑徒が各所で労働に従事しており、郡県で発生する労働全体を考察するとき、民の徭役のみを検討することは一面的な理解に過ぎない。従って、民の労働と刑徒労働がどのくらいの比率であったのか、それぞれの作業分担は存在していたのか、という点が検討されるべきである。②先行研究では徭役について地域的差異をあまり考慮しない傾向にある。しかし、民の再生産活動は地域ごとに多様であることが想定される。従って在地社会の労働把握には地域性を考慮する必要がある。③民の再生産活動は、上記地域性とともな在地社会の構成（人口・民の生業）を考慮する必要がある、等を問題点として指摘した。

これらの問題関心に鑑み、本稿では、以下の点を考察した。①秦ではどのような再生産活動が存在し、民はそれをどのように行っていたのか。またそれを行う空間である

聚落・在地社会はどのような構造であったのか（第一章）。②民の徭役は国家維持のための労働のみならず、郷里維持の労働をも含むが、では国家はどのような労働を管理していたのか、そしてどのような労働が管理外であったのか（第二・第三・第四章）。③民の再生産活動を維持するために、国家はどのような働きをしていたのか。例えば治安維持など、民の安全な再生産活動をどのように保障していたのか。そして民は治安維持活動にどのように参加したのか（第五・第六章）。これら本稿の課題については、日本民俗学や考古学、日本中世・近世史で使用される「生業論」を援用し、検討した。

本稿のもう一つの特徴として、新出の出土文字資料を主たる検討対象とした点が挙げられる。中国古代史研究、特に在地社会の考察にあたり、出土文字資料は既に多くの先行研究において利用されているが、そこでは主に秦漢律令・裁判記録を記した法律文書と、郡県内の行政記録を記す行政文書が利用されてきた。本稿では統一秦の律令が含まれている嶽麓書院蔵秦簡及び統一秦・洞庭郡遷陵県（現在の中国湖南省湘西土家族苗族自治州龍山県里耶鎮周辺）の行政記録が含まれている里耶秦簡を主たる史料として用いる。両者はともに統一秦の同時代史料である。従って両者を比較検討することにより、秦の在地社会の実態がより立体的に把握できると考えられる。

第一章では、本稿の基礎的作業として、里耶秦簡を用いて秦・洞庭郡遷陵県の郷・里及び人口構成、農耕形態を検討した。そこでは以下の点を指摘した。遷陵県は三つの郷、五～六つの里から構成され、戸数は一五〇戸～一九〇戸、人口は約七六〇～約二一〇〇人であった。これは遷陵県の聚落規模が非常に小さいことを示す。その原因として、山間に位置するという地理的環境により、集落の形成が難しく、大規模な集村はできにくいことが挙げられる。さらに山間に位置するため、耕地も少ない。ただし里内には裕福な戸や司寇の戸も存在し、人口構成は実に様々であった。主な生業は焼畑農業・稲作・漁撈・狩猟であった。

ここで重要なのは、遷陵県は耕地が多い地域ではないものの、耕地の多寡よりむしろその環境に適応した様々な生業に目を向けるべきということである。民の生業は焼畑・稲作・漁業・狩猟が想定される。遷陵県における生業はこれらが複合的な関係を保ったまま存在していたはずである。第一章の検討結果は、秦・洞庭郡遷陵県における複合的な生業を認め、さらに在地社会で発生する労働が地理的環境によって大きく影響を受けることを示唆する。従って国家による労働の把握については、地理的環境を考慮することが強調されるべきである。

第二章では、嶽麓書院蔵秦簡「秦律令（壹）」徭律に訳注を施し、国家が民に課す「徭」の規定について検討した。「秦律令（壹）」徭律とは嶽麓書院蔵秦簡に含まれていた秦律のひとつで、民の労役に関する規定である。本章ではこの徭律の訳注作業を通して、以下の点を指摘した。民の労役は「徭」と「踐更」に大別される。「徭」は一般名詞「徭役」とは区別される秦の法律用語である。「徭」には中央・郡・県が実行する各労役全てが含まれ、県の労役には国家奉仕的労働のほか、さらに民の生活範囲内の土木工事である「邑中事」が含まれる。民は人ごとに「徭」に参加する義務日数が割り当てられ、これら労役のいずれかに参加し、義務日数を消化する。「踐更」は一年間のうち数回郡県の官署に番上して労働を行う。もし民が専門的職能を有していれば、それに関する職務を担う。「徭」は恒常的に発生するが、不定期に計画・実行される。例えば「徭」のひとつとして輸送労役が挙げられるが、これは一年のうちいつでも発生する可能性があり、そのような場合はできる限り民の徴発を避け、県官に所属する労働力を動員する。「邑中事」は農繁期を避け、農閑期に集中して行われる。このような「徭」の計画・実行は中央・郡・県・「邑中事」で方法が異なる。「徭」についての様々な記録は県が一括して管理する。

このような「徭」の諸相からは、民の生業を妨げないように「徭」を実行することが厳格に規定されていることがわかる。すなわち、「徭」は農繁期における民の徴発を厳しく制限し、農閑期に集中して行えるように規定されていた。輸送労役などは一年の中でいつでも発生するので、農繁期においては刑徒が優先的に動員される。さらに「徭」は民の在地社会における土木工事である「邑中事」を含む。これは国家が「徭」を通して在地社会へ介入しようとする意図を見出すことができる。

このように、第二章では主に民の労役について検討した。しかし、序章で指摘したように、秦の労働管理の特徴は大量に存在する刑徒を使役する点にある。従って第二章のごとく「秦律令（壹）」徭律を中心に徭役制度をまとめていくと、あたかも秦国内で発生する労働は民を中心に行われていたと見なされる危険をはらむ。そこで第三章では里耶秦簡「徒簿」の集成研究を通して遷陵県内の労働管理を検討した。「徒簿」とは里耶秦簡に多数含まれる簿籍で、司空・倉・庫・少内・発弩・郷など、遷陵県内の各官署において発生する労働を詳細に記録したものである。本章では以下の点を指摘した。徒簿には三種類の書式があり、ほとんどは日簿（毎日の記録）か月簿（一ヶ月ごとの記録）であるが、冊書もわずかに含まれる。その中で郷作徒簿は作成

日が近接している徒簿群があり、これらを集成すると、以下のことが指摘できる。すなわち、郷での労働は予め比較的長期の工程が計画され、その計画をもとに刑徒が司空（城旦舂・鬼薪白粲等の刑徒が所属し、土木工事や器物の管理をする官署）・倉（隸臣妾等の刑徒が所属し、穀物等を管理する官署）より郷に派遣され、労働が行われる。その際刑徒は工程が終わるまで郷に留まり、作業が終わると所属先に戻り、次の労働に従事する。このような労働の計画・命令は主に司空・倉が管理する。県の中枢機関である県廷は労働現場で問題が発生した際に司空・倉に命令を下す、と。

また、「徒簿」の集成研究からは遷陵県に特徴的な労働を指摘できる。それが羽毛採集・絹製品の生産である。羽毛は遷陵県附近の特産であり、秦では貢納品・矢の製造など、様々な用途に用いられていた。絹製品は言うまでもなく中国の特産として知られるが、里耶秦簡では繭の生産から絹製品製造までの一連の過程が復元できる。ここでは以下の点を指摘した。すなわち、羽毛採集は様々な官署にノルマが課せられ、採集されたのち少内がまとめて中央に貢納した。ただし民にも羽毛の納入が義務付けられていた可能性がある。絹製品に関しては、民は養蚕もしくは天然繭の採集から獲得した繭を加工しない状態で納入し、製糸・製織は県官が行っていた。ここからは「賦」として納入されたものが県官により加工され、最終的に中央に送られるプロセスが復元できる。このような「羽賦」「戸賦」の例からは「賦」がどのような性質のものか、その一端を垣間見ることができる。すなわち「賦」は県がその地域の特徴や必要に応じて物納・銭納を選択し民に納入させる性質のものであり、県の必要に応じて消費された、と。

このように、第三章では主に刑徒の労働について見てきた。そこでは遷陵県において、刑徒労働が再生産活動の一端を担っている点に注目される。刑徒の労働を仔細に見ていくと、その活動はきわめて計画的であり、個々の活動を独立して行っていることがわかる。このような点は民の複合的な生業のあり方とは区別される。また遷陵県には刑徒のほか、戍卒を始めとする多数の「卒」がおり、彼らも県官に管理されながら様々な労働を行っていたことが指摘されている。ここでの「卒」とは兵として徴発され、郡県の軍事系統に配属される者達である。先行研究では、秦漢時代には正卒（在地守備）と戍卒（辺境防備）の二種類の卒が存在していたこと指摘されているが、戍卒は比較的多くの資料があるものの、正卒の資料は極めて少ない。ただし里耶秦簡には「乗城卒」「県卒」など、戍卒以外の卒名が散見する。そこで第四章では遷陵県に所属する

「卒」はどこから派遣され、遷陵県でどのような労働を行っていたのか、という点を検討した。

まず嶽麓書院蔵秦簡「秦律令（壹）」戍律の訳注作業を通して、統一秦の兵役規定について検討した。戍律とは主に辺境防備兵である「戍卒」に関する規定である。そもそも戍律はこれまで睡虎地秦簡の戍律だけが知られていたが、嶽麓書院蔵秦簡に含まれていたことにより、さらに詳細な検討が可能になった。本稿では戍卒となる労役を「戍役」と称し、以下の点を指摘した。統一秦において戍卒の交代は一ヶ月ごとであり、優遇された身分の者も就役義務がある。もっとも、爵を基準とした代替が許されており、高爵の者はこれを利用すれば就役せずに済む。「秦律令（壹）」戍律にはさらに城塞の修築規定が見えるが、これは睡虎地秦簡の戍律にも見える規定である。ただし睡虎地秦簡の戍律は戍卒が城塞修築を行う場合の規定であったが、「秦律令（壹）」戍律によれば同様の労働を刑徒はもとより民までも行う場合があった。このため、戍律は戍役をめぐる規定のみならず、軍事施設全体に関する規定という性質を持つ。

次に統一秦における卒の実態的把握のため、里耶秦簡における戍卒の記述を検討した。そこでは以下の点を指摘した。遷陵県に配属される戍卒は、輪番方法・身分を示す「更戍」「冗戍」「罰戍」「吏以卒戍」「適戍」と、所属先を示す「屯戍」に分けられる。前者は遷陵県の各官署に所属し、様々な雑務を行っており、律の規定からすれば戍卒が行うべきではない労働も含まれていた。後者は辺境防備施設での守備を担った。彼らは「適戍」を除いては全て洞庭郡以外を本籍とする者で、「更戍」は今のところ全ての例が同一の郡県より派遣されているが、他の戍卒は洞庭郡近隣から派遣されている傾向がある。

次に、遷陵県に配属されているもう一つの卒である「乗城卒」を検討した。乗城卒は卒が「乗」業務（警察・軍事施設に配属されること）を行うことによりこの名を冠す。従来より乗城卒の担い手は県卒とされていたが、この点はさらに詳細な検討が必要である。彼らは県が統括し、郷に配置されることもあった。乗城卒の本籍は今のところ南郡付近から派遣されている傾向がある。この原因は遷陵県では県卒が不足していたため、近隣から派遣を依頼したことによると考えられる。

本章では戍卒と乗城卒二種の卒を見てきた。彼らの本籍地を見ると、そのほとんど全てが他郡出身者であるものの、戍卒は洞庭郡近郡から、乗城卒は主に南郡から派遣されてきたという違いがある。彼らが担っていた労働を見ると、戍卒も乗城卒も負担

する労働内容はほとんど同じであることがわかる。乗城卒の主要な労働は城塞や亭に上番することだが、亭には戍卒も求盗として配置される。さらに文書送達は戍卒・乗城卒のみならず、民・刑徒までもが担う労働であった。所属官署を見ると、戍卒は発弩（県の軍事官）に所属しているのが一例、乗城卒は郷に配置されているのが一例見える。もっとも、乗城卒の例は県より郷に派遣されてきたものと思しいため、乗城卒の本来の所属元は県の尉官系統に属していた。

上述のように、遷陵県では卒が行うべき労働を民も行う場合があった。第二章でも見たように、統一秦の労働は刑徒の動員を中心としながらも官署所属の卒も時に動員され、それでも足りない場合は民も徴発される。民の徴発はこのような在地社会の労働・国家奉仕的労働・戦役が主なものと考えられるが、他にも秦漢時代の出土文字資料では盗賊などが発生した場合に民が捕縛隊の一員として徴発される場合があった。そこで第五章では、県官が盗賊を捕縛する際、どのような手続きにより、どのような場合に民を徴発するのかを検討した。

まず嶽麓書院蔵秦簡「秦律令（壹）」奔警律に訳注を施し、民の治安維持参加の具体的手続きについて検討した。「奔警」とは「急事に駆けつける」意で、奔警律とはすなわち反乱などの緊急事態が発生した際に用いる律である。ここでは、訳注作業を通して以下の点を指摘した。統一秦では、「反盗」が発生したり「警」が発動されると、民が徴発され、捕縛隊が組織された。「反盗」とは、反乱もしくはそれに等しい大規模な盗賊団の発生を指し、「警」とは「反盗」等が発生した緊急事態を指す。捕縛隊を率いる吏は「将吏」と呼ばれ、反乱及び盗賊団の規模によって県クラスの官吏が適宜対応した。将吏は盗賊捕縛隊以外にも漕運関係・耕作・動物の捕獲など様々な集団で行う活動の指揮者として見えるが、行政文書では「將某_リ+官職」と表記される。

奔警律の検討からは「反盗」発生の際に民が徴発されることがわかった。では、それよりも小規模の盗賊発生等については民の徴発はあり得るのか。この点を探るため、嶽麓書院蔵秦簡「爲獄等状四種」及び張家山漢簡「奏讞書」、里耶秦簡 9-1112 簡を利用し、どのような場合に民が徴発されるのかを検討した。「爲獄等状四種」「奏讞書」にはそれぞれ統一秦～前漢初期の裁判記録が含まれている。そこには盗賊捕縛隊の実例が数例あり、それを見ると民が徴発される場合と徴発されない場合双方があることがわかる。ここでは盗賊捕縛隊の実例をまとめ、以下の点を指摘した。すなわち、盗賊団の

規模は大きき順に「盗」「群盗」「強盗」「反盗」と表記される。このうち、「盗」「群盗」「強盗」は県官に所属する人員で対応し、民の徴発は伴わない。従って「反盗」が発生して初めて民が徴発される。そして「反盗」の例である「奏讞書」案例一八は奔警律が発動された実例である、と。

第二章から第五章までは民の労役の諸相を見てきた。そこでは、しばしば労役と爵が密接な関係にあることに気づく。秦爵は軍功爵とも称され、通常第五級大夫以下の爵は民の戦争参加に対する報奨として利用されていた。秦爵の機能は肉刑免除などが挙げられるが、新出資料を参照するとこれまで知ることのできなかつた機能があることがわかった。そこで第六章では、爵と民の関係について検討した。そこでは以下の点を指摘した。嶽麓書院蔵秦簡・里耶秦簡・張家山漢簡を見ると、第四級不更以下の爵位を有する者に在地社会における様々な役割を担わせていることが散見する。これは、在地社会の運営を不更以下の者によって行わせ、第五級大夫以上の者には在地社会の運営によって生じる責任負担を回避させるという意図があった。このように、統一秦～前漢初期の在地社会における爵の機能を見ると、不更と大夫の間に境界が設定されていたことがわかる。

次に、「秦律令（貳）」尉郡卒令第乙七十六を利用し、爵の返還による財産刑減免について検討した。尉郡卒令第乙七十六とは、嶽麓書院蔵秦簡に含まれていた秦令のひとつで、爵の返還による財産刑減免が規定されている。秦漢時代において、財産刑は民にとって身近な刑罰であることが想定される。すると財産刑が減免できるという爵の機能は民にとって身近に感じる「爵の恩恵」だったはずである。この財産刑減免規定を見ると、徭役・戦役参加を負担しない者を減免対象から除外する規定が見える。これは国家に対する奉仕を行わない者に対しては爵に附帯する恩恵にも与れないことを意味する。

以上のような爵と徭役・戦役参加の密接な関係は秦漢律に散見する。その一つが爵と戍边刑の関係である。秦漢律の懲罰規定には奪爵と戍边刑が同時に見える例が多い。これは戍边刑が戦役における過失に対する懲罰として生まれた刑罰であり、爵と戍边刑が表裏関係にあるためだった。もともと軍事法規だった戍边刑は秦漢律において主に盗賊捕縛に関する懲罰規定に適用されているが、統一秦～前漢初期にかけて徐々に軍事・盗賊捕縛とは関係のない過失・違反にも適用されるようになった。これは戦国秦において生まれた耕戦制（民を戦役参加に駆り立てる制度）が六国統一と

もに質的变化を遂げ、新しい国家制度を模索していたあらわれと見なせる。以上のように見てくると、秦漢時代において、県官は国家の労役参加を民に求め、その反対給付として爵及び爵が持つ機能を民に与えたと言える。

終章では以上の検討結果を総括し、本稿の結論を提示した。すなわち、①秦では民の労役（「徭」）は県官が主管するといっても、民の生業を妨げないよう考慮されている。これは言い換えれば「徭」が民の生業暦に組み込まれていると解することができる。つまり、民の一年のカレンダー中に「徭」を行う期間が設定されていると考えるべきである。②先行研究では秦漢時代の統治方針の一つとして、民を国家が民を「本業」、すなわち農耕に専念させようとする傾向が強調される。しかし、「民を「農耕」のみに専念させる」と言い切るのは必ずしも得ていない。つまり、前近代社会において、農耕と狩猟・漁撈等の各生業が複合的な関係を形成していたとすると、むしろ国家は生業を一定程度認めていたと考えたほうが自然ではないだろうか。先行研究では民が狩猟・漁撈を捨てなかった点について、農耕が過酷であり収穫が少ないのに対し、狩猟・漁撈は簡便にして多くの収穫が見込める点を強調するが、その原因の一つに民の生業が複合的で切り離せなかった点があるのではないだろうか。③このように考えると、秦漢時代において国家は民の多様な生業をある程度認め、その上で収奪関係を構築していたと言える。これを総合すると、秦漢時代において国家は民の諸生業を国家が考える理想的な生業へと変換しようとするも、もともとあった民の生業はそれぞれが複合的に組み合わさっており、その変換は困難だったとすることができる。